

省 令

○厚生労働省令第五十三号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
施行令（昭和四十五年政令第三百四号）第二条第
二号イの規定に基づき、建築物における衛生的環
境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する
省令を次のように定める。

厚生労働大臣 舛添 要一
建築物における衛生的環境の確保に関する
法律施行規則の一部を改正する省令
建築物における衛生的環境の確保に関する法律
施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部
を次のように改正する。

第四条第一項第三号イ中、「三十一の項、三十三
の項、三十四の項、三十七の項、三十九の項及び
四十五の項から五十一の項」を、「三十二の項、三
十四の項、三十五の項、三十八の項、四十の項及び
四十六の項から五十一の項」に改め、同号ロ中「三
十の項」を、「三十一の項」に改め、同項第四号ロ
中「三十一の項、三十三の項、三十四の項、三十
七の項、三十九の項及び四十五の項から五十一の項
を、「三十二の項、三十四の項、三十五の項、三十
八の項、四十の項及び四十六の項から五十一の項
」に改め、同号ハ中、「三十の項」を、「三十一の項
」に改め、同号ニ中、「四十四の項」を、「四十五の項
」に改める。

附 則
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
○国土交通省令第九十五号
自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法
の一部を改正する法律（平成十九年法律第九号）
の施行に伴い、並びに道路運送車両法（昭和二十
六年法律第八十五号）第七十四条の二第五項及
び第二百三条第三項の規定に基づき、道路運送車両
法施行規則の一部を改正する省令を次のように定
める。

平成十九年十二月二十八日
国土交通大臣 冬柴 鐵三
道路運送車両法施行規則の一部を改正する
省令
道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省
令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の二の見出し中、「自動車検査独立行政
法人」を「検査法人」に改め、同条第二項中「自
動車検査独立行政法人（以下、検査法人という。）
」は、前項第一号を「検査法人は、第一項第一号の
」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次
に次の一項を加える。

2 検査法人は、前項第一号に掲げる運輸監理部
長又は運輸支局長の管轄区域内に存する検査法
人の事務所において同項第二号に掲げる検査法
人納付された基準適合性審査に係る手数料を当該
納付に係る基準適合性審査を同日前に開始して
いない場合においては、納付した者に速やかに
返還しなければならない。

第六十九条第一項中、「第二百二条第一項の」を、第
百二条第一項及び第二項の「に、同項第一号」を
「同条第一項第一号」に、「同号」にあつては、臨
時検査合格標準の再交付を申請する者を除く。）に
掲げる者」を、「に掲げる者（同号に掲げる者にあ
つては、臨時検査合格標準の再交付を申請する者
を除く。）に、（臨時検査合格標準の再交付を申
請する者に限る。）第十三号又は第十四号に掲
げる者（同項第十三号又は同項第十四号に掲
げる者）（同項第十三号に掲げる者にあつては、臨
時検査合格標準の再交付を申請する者に限る。）
」に改め、同項ただし書中、「同条第二項ただし書
」を、「同条第三項ただし書」に改める。

附 則
この省令は、自動車検査独立行政法人法及び道
路運送車両法の一部を改正する法律附則第一条た
だし書に規定する規定の施行の日（平成二十年一
月一日）から施行する。
○国土交通省令第九十六号
道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）
第八十九条の二、第七十九条の四第一項第五号及
び第七十九条の七第一項の規定に基づき、道路運
送法施行規則の一部を改正する省令を次のように
定める。

平成十九年十二月二十八日
国土交通大臣 冬柴 鐵三

道路運送法施行規則の一部を改正する省令
道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第
七十五号）の一部を次のように改正する。
第七十五条の二のただし書を加える。
ただし、専ら身体障害者福祉法（昭和二十四
年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体
障害者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三
号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受
けている者、同条第二項に規定する要支援認定
を受けている者及びその他肢体不自由、内部障
害、知的障害、精神障害その他の障害を有する
者並びにその付添人の運送の用に供する車両に
係るものを除く。
第九條第二項中、「地域公共交通会議」の下に、又
は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
（平成十九年法律第五十九号）第六条に規定する

協議会（第九條の三第一項第二号から第五号に掲
げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協
議会」という。）を加える。
第九條の二中、「をいう。以下同じ。」の下に、又
は協議会」を加える。
第四十九條第三号イ中（昭和二十四年法律第二
百八十三号）を削り、同号ロ中（平成九年法律第
二百二十三号）を削る。
第五十一條の三第四号中、「地域公共交通会議
」の下に、「又は協議会」を加える。
第五十一條の四第一項中、「地域公共交通会議
」の下に、「協議会」を加える。
第五十一條の七及び第五十一條の十一第二項第
二号中、「地域公共交通会議」の下に、又は協議会
」を加える。

告 示

○内閣府告示第七百三十四号
消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項の規定に基づき、別表に掲げる者を適
格消費者団体として認定をしたので、同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。
平成十九年十二月二十八日
内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 町村 信孝

Table with 3 columns: 適格消費者団体の名称, 適格消費者団体の住所, 差止請求関係業務を行う事務の所在地. Includes entries for '特定非営利活動法人京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町五二九番地ヒコセビル五階' and '京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町五二九番地ヒコセビル五階'.

○金融庁告示第二百二十九号
エイアイユーインシュアランスカンパニーより
保険業法（平成七年法律第五号）第二百九条第
二号の規定による届出（同法第八十七條第一項
第二号に定める日本における代表者の氏名及び住
所の変更）があつたので、同法第八十九條の規
定に基づき、次のとおり告示する。
平成十九年十二月二十八日
金融庁長官 佐藤 隆文

日本における代表
者の氏名及び住所
横山 利夫
東京都豊島区目白四丁目八番
九号
寺田 耕治
東京都渋谷区神宮前二丁目十
六番十八号
○金融庁告示第三百十号
証券決済制度等の改革による証券市場の整備の
ための関係法律の整備等に関する法律（平成十四
年法律第六十五号）の施行に伴い、平成二十年大
蔵省告示第十四号（保険業法施行規則第五十六
條の二第二項第五号及び第四十六号並びに第二
十條の七第二項第二十五号の規定に基づき保険会
社等の子会社が営むことができる業務から除かれ
る業務等を定める件）の一部を次のように改正す
る。
平成十九年十二月二十八日
金融庁長官 佐藤 隆文
第一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、
第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。